

2019年4月1日
明治大学ボランティアセンター

ボランティア情報の取扱いに関するガイドライン

ボランティアセンターでは、ボランティアを教育的側面からの学生の自立支援及び社会・地域貢献活動の重要な一分野として位置付けていることから、公益性・公共性が高く、学生が行う取り組みとして有益で、教育的配慮のある活動の情報を学生に提供する。

そのため、以下の項目に該当する活動及び団体の情報は、ボランティアセンターでは取り扱わないこととする。

1 受入れできない活動・団体

- (1) 各種法令に反する活動・団体
- (2) 反社会的勢力が関係する活動・団体
- (3) 公序良俗に反する活動・団体
- (4) 特定の政党・政治家・政治的信条を支持する活動・団体
- (5) 特定の宗教を布教する活動・団体
- (6) 営利を目的とした活動
- (7) 有償の活動（交通費・食費など費用弁償程度の支給は無償とみなす）
- (8) 資格を要する活動（運転免許，保育，介護等）
- (9) 個人からの依頼による活動
- (10) その他、学生にとってリスクが高く、学生が行う取り組みとして不相当と判断される活動

2 ボランティアに関する保険について

ボランティア学生が活動中に、故意なく、自ら負傷、あるいは、他者に損害を与える等の可能性に備え、ボランティア学生を対象とした、傷害保険への加入、または保険料助成等を情報受入れの前提条件とする。

3 取扱情報の選定

上記項目において判断できない場合については、明治大学ボランティアセンター運営委員会において判断することとする。

以上